

議案第 67 号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を
求める。

記

住 所 東京都墨田区業平一丁目 6 番 3 - 1 4 1 4 号

氏 名 坂 根 慶 子

生年月日 昭和 25 年 6 月 2 日

所属政党 無所属

（提案理由）

平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する
必要がある。

(参考)

坂 根 慶 子 略 歴

現住所 東京都墨田区業平一丁目6番3 - 1414号

生年月日 昭和25年6月2日

学歴 早稲田大学教育学部卒業(昭和49年3月)

東洋大学大学院文学研究科修士課程修了(平成9年3月)

職歴等 東海大学留学生教育センター非常勤講師(昭和55年4月 - 現在)

東京経営短期大学経営総合学科非常勤講師(平成10年3月 - 現在)

中央学院大学法学部非常勤講師(平成18年4月 - 現在)

墨田区行財政改革推進委員会委員(平成14年7月 - 平成17年3月)

すみだ女性センター運営委員会委員(平成11年4月 - 平成13年3月、
平成17年4月 - 現在)

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162号)

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

破産者で復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。